令和7年度外国人雇用に関する企業ニーズ等調査分析及び 外国人雇用企業に関する情報収集・好事例取組調査業務委託 仕様書

1 業務の目的

県内企業における外国人雇用に関するニーズ等を把握するとともに、今後の本県の施 策の検討用基礎資料とするため、本県が施策を講じるにあたって有効となる手法の提案 を受ける。

また、外国人を雇用している県内企業の情報や外国人を雇用している企業の外国人材 受入れおよび定着に関する取組の好事例を収集し、外国人求職者や外国人雇用を考えて いる企業向けに情報発信するための資料とする。

2 履行期限

令和8年3月18日(水)

なお、令和7年8月下旬を目途に中間報告を行うこと。

3 委託業務の内容

(1) 外国人雇用に関する相談窓口の設置及び外国人材受入れ後の取組支援にかかる企業 ニーズ等調査分析業務

今後の本県の施策の検討用基礎資料とするため、外国人雇用に関する総合的な相談窓口の設置に向け、どのような手法が効果的か、県内企業のニーズや他県の取組事例を調査・研究する。同じく、外国人を雇用した後に企業が実施する外国人労働者向けの取組について、どのような支援が行政に求められているか、県内企業のニーズや他県の取組事例を調査・研究する。

①本県における外国人雇用に関する企業ニーズ調査

県内企業 2,000 社を対象に、外国人雇用に関する相談窓口の設置及び外国人材受入 れ後の取組支援にかかるニーズを調査する。調査のための企業データは三重県から提 供する。

ア 調査項目の作成

調査項目については、以下の項目例を基に調査項目案を提案し、県と協議のうえ設計すること。また、調査項目の確定後、受託者において Web 回答フォームを作成すること。Web 回答フォームの作成にあたっては、調査対象企業が回答しやすくなるよう工夫を図ること。

【項目例】

(基礎情報)

- 業種、従業者数、所在地
- ・ 外国人雇用の有無

・在留資格、雇用する理由、国籍、年齢分布、性別、最終学歴、雇用形態、業務内容、待遇、採用ルート、勤続年数

(相談窓口関係)

- ・外国人の雇用及び職場定着に関する課題
- ・課題解決の手法として外国人雇用に関する総合的な相談窓口設置を希望するか どうか
- 相談窓口が設置された場合に希望する相談手法
- ・相談窓口が設置された場合に相談したいこと

(取組支援関係)

- ・外国人を雇用した後に企業で実施している取組
- ・外国人を雇用した後に企業で取組を実施する際に課題に感じていること
- ・外国人を雇用した後に企業で実施する取組に関して行政に期待する支援

イ 調査依頼及び回答収集

調査項目の作成後、受託者において調査対象企業あてに協力依頼状及び調査項目 一覧表を送付すること。なお、協力依頼状の内容は県と協議すること。また、調査 対象企業への依頼にあたり、依頼状等の印刷、送付用封筒の調達及び宛名印刷、依 頼状等の送付等で費用が発生する場合、その費用は受託者が負担すること。

未回答の企業に対しては、可能な範囲で電話等により回答を依頼すること。ただし、調査開始後、調査対象企業から調査に協力できないとの申し出があり、かつ企業名等を確認することができた調査対象企業に対しては、回答依頼を行わない。

その他、アンケート回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。

②他の都道府県における相談窓口設置状況等調査

他の都道府県における相談窓口設置状況や企業の取組支援実施状況等を調査する。

ア 全国都道府県の取組調査

全国都道府県に対し、相談窓口設置状況や企業の取組支援実施状況等の調査を実施すること。

イ 取組内容の聞取り

アで調査した結果を基に、相談窓口設置及び企業の取組支援を実施している都道 府県に対して詳細な状況の聞取りを行うこと。なお、聞取りを行う都道府県は、相 談窓口設置、企業の取組支援でそれぞれ5件程度を想定している。

③分析及び施策の提案

上記の調査結果をふまえ、相談窓口設置及び企業の取組支援についての分析及び施 策の提案を行うこと。

- ア 本県における外国人雇用支援等に関する企業ニーズの分析
- イ 他都道府県における取組状況等の比較・分析
- ウ 県が施策を講じるにあたり、有効となる手法の提案

(2) 外国人雇用企業に関する情報収集及び好事例取組調査業務

①外国人雇用企業に関する情報収集

日本での就職を希望する外国人留学生等に対し、外国人を雇用している県内企業の情報を発信するため、県内の外国人を雇用している事業所約5,000社に対し、外国人雇用に関する状況の調査を行う。なお、令和6年10月末時点の県内の外国人雇用事業所数は4,961社となっている。調査のための企業データは三重県から提供する。

ア 調査項目の作成

調査項目については、以下の項目例を基に調査項目案を提案し、県と協議のうえ 設計すること。また、調査項目の確定後、受託者において Web 回答フォームを作成 すること。Web 回答フォームの作成にあたっては、調査対象企業が回答しやすくな るよう工夫を図ること。

【項目例】

- · 業種、従業者数、所在地
- ・在留資格、雇用する理由、国籍、年齢分布、性別、最終学歴、雇用形態、業務内容、待遇、採用ルート、勤続年数
- ・外国人を雇用するにあたって工夫していること
- ・今後も外国人を新たに雇用したいかどうか
- ・県HPへの情報掲載の可否

イ 調査依頼及び回答収集

調査項目の作成後、受託者において調査対象企業あてに協力依頼状及び調査項目 一覧表を送付すること。なお、協力依頼状の内容は県と協議すること。また、調査 対象企業への依頼にあたり、依頼状等の印刷、送付用封筒の調達及び宛名印刷、依 頼状等の送付等で費用が発生する場合、その費用は受託者が負担すること。

未回答の企業に対しては、可能な範囲で電話等により回答を依頼すること。ただし、調査開始後、調査対象企業から調査に協力できないとの申し出があり、かつ企業名等を確認することができた調査対象企業に対しては、回答依頼を行わない。

その他、アンケート回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。 ウ 調査結果の取りまとめ

収集した情報は一覧表にして取りまとめること。なお、一覧表として取りまとめる項目は三重県と協議のうえ決定すること。

エ 取りまとめた一覧表の多言語翻訳

上記ウで作成した一覧表を英語、ネパール語、ポルトガル語の3言語に翻訳すること。

②外国人雇用に関する好事例取組調査及び紹介記事作成

外国人を雇用している企業の受入れおよび定着に関する取組の好事例を情報発信することにより、県内企業において外国人雇用に関するノウハウの共有を図るため、県内の外国人を雇用している事業所のうち、外国人の雇用や職場定着に関して有効とな

る取組を実施している事業所に取組内容の聞取りを行い、紹介記事を作成する。

ア 聞取りを実施する事業所数

10 社以上

イ 聞き取った内容の取りまとめ

上記アで聞き取った内容をとりまとめ、県内企業において外国人雇用に関するノウハウの共有を図れるよう、事業所別に紹介記事を作成すること。

ウ 留意事項

- ・聞取りを行うにあたっては、事業所の業種や規模等が偏らないように工夫すること。
- ・事前に県 HP への紹介記事掲載の可否を確認し、掲載可との回答を得られた事業所 に聞取りを行うこと。

4 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、 三重県と協議を行うこと。

- ① 調查分析結果等報告書 2部
- ② 当該業務の遂行課程で取得し、または作成した資料 一式
- ③ ①及び②にかかる電子データ (Word、Excel、PDF を想定) 一式

5 業務スケジュール

本業務のスケジュール案を以下のとおり示す。なお、スケジュールは受託者との協議 等により変更となる場合がある。

(1) 外国人雇用に関する相談窓口の設置及び外国人材受入れ後の取組支援にかかる企業 ニーズ等調査分析業務

4月	契約、調査項目検討		
5月	調査項目設定、調査実施準備		
6月	企業ニーズ調査開始	回	
7月	他県事例調査実施	答	
8月	速報値に基づく中間報告、施策提案	収	
9月	未回答企業への督促	集	
10 月	調査結果取りまとめ・分析		
11 月	施策検討		
12 月	報告書作成		
1月	報告書提出		
2月			
3 月	業務完了報告		

(2) 外国人雇用企業に関する情報収集及び好事例取組調査業務

4月	契約、調査項目検討		
5月	調査項目設定、調査実施準備		
6月	調査開始	口	
7月		答	
8月		収	
9月	未回答企業への督促	集	
10 月	調査結果取りまとめ		
11月	好事例取組聞取り		
12 月	一覧表作成・好事例紹介記事作成		
1月	一覧表翻訳		
2月	成果品提出		
3 月	業務完了報告		

6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。実施責任者、業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

7 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3)業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了 後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切 に対応するものとする。
- (6) 受託者は、その他関係法令を順守すること。
- (7) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新 が容易となるよう配慮すること。

8 その他特記事項

(1)「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、 暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を 受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等 に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこ と。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する 物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係 落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち本業務により発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ、実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (7) 企画提案コンペにかかる選定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生じる ものとする。

9 連絡先

 $\mp 514 - 8570$

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

 $\begin{array}{l} \text{T E L} : 0 \ 5 \ 9 - 2 \ 2 \ 4 - 2 \ 4 \ 6 \ 1 \\ \text{F A X} : 0 \ 5 \ 9 - 2 \ 2 \ 4 - 3 \ 0 \ 2 \ 4 \end{array}$

E-mail: syurou@pref.mie.lg.jp

担当:米倉・三枝(みえだ)